

○国土交通省告示第二百二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十六条第二項第二号の規定に基づき、主要構造部が準耐火構造である特定部分と同等の準耐火性能を有する特定部分の基準を次のように定める。

令和六年三月二十五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

主要構造部が準耐火構造である特定部分と同等の準耐火性能を有する特定部分の基準を定める
件

主要構造部が準耐火構造である特定部分と同等の準耐火性能を有する特定部分の基準は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百九条の三第一号又は第二号のいずれかに掲げるものとする。

附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。